

令和5年度大磯町任期付職員 採用試験案内

～ 採用試験申込上の注意 ～

よく読んでから「電子申請システム」にて応募してください。



- 1 **令和6年1月1日現在**の内容で記入してください。
- 2 すべての年月日は、**和暦**（例：平成〇〇年〇月）で記入してください。
- 3 複数の募集職種に申込みをすることはできません。
- 4 住所欄について
 - (1) 現住所は、現在居住している場所を記入してください。試験に関する連絡は電子申請システム上で行いますが、特に重要な連絡はこの住所宛てにします。
 - (2) 送付先は、選考結果等の送付先として特に希望する場合のみ記入してください。
- 5 学歴欄について
 - (1) 中学校以降の学歴を古い順からすべて記入してください。
 - (2) 学校名、学部・学科名は、正確に記入してください。
 - (3) 所在地は、都道府県・市区町村名のみ（住所ではありません）を記入してください。
- 6 職歴欄は、古いものから順に正確に記入してください。また、アルバイトについても記入してください。
- 7 資格・免許の欄について
 - (1) 普通自動車運転免許は、取得の有無を選択してください。
 - (2) 取得見込みのものも含めて記入してください。
 - (3) 資格を必要とする職種の方は、当該資格の取得状況を必ず記入してください。

記入漏れや誤りが無いか、**最後にもう一度確認**してから申し込んでください。

●●● 注意事項 ●●●

提出いただいた書類により「書類審査」を実施します。上記「申込上の注意」が守られていない等の不備がある場合にはシステム上で返却します。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いませんので御注意ください。ただし、申込期間内に再度提出された申請は、再度書類審査を行い、不備等がなければ受付を行います。

令和5年度大磯町任期付職員 採用試験案内

採用日	令和6年4月1日採用予定	
受験区分	任期付短時間勤務職員	①事務職 ②徴収・収納専門 ③給食調理員 ④技術職（土木） ⑤保育士 ⑥子ども家庭支援員
	任期付職員	⑦技術作業員
申込期間	令和5年12月28日（木）～令和6年1月22日（月）	

1 募集内容

(1) 職種、採用予定人数、主な業務内容、勤務形態

募集職種	採用予定人数	業務内容	資格等要件	勤務形態
①任期付短時間勤務職員 （事務職）	若干名	一般行政事務	—	短時間勤務 （週31時間00分）
②任期付短時間勤務職員 （徴収・収納専門）	若干名	町税等の滞納整理 業務及び指導等	官公庁において税等の滞納整理 事務の実務経験を有する人	短時間勤務 （週31時間00分）
③任期付短時間勤務職員 （給食調理員）	若干名	保育園及び小学校 での給食調理作業	調理作業等の業務経験がある人	短時間勤務 （週31時間00分）
④任期付短時間勤務職員 （技術職（土木））	若干名	土木工事等の設 計、積算、施工監 理	土木工事等の設計、積算、施工監 理その他専門的業務に関する職 務経験を有する方	短時間勤務 （週31時間00分）
⑤任期付短時間勤務職員 （保育士）	若干名	保育園及び幼稚園 での保育業務	保育士及び幼稚園教諭の免許を 有する人	短時間勤務 （週31時間00分）
⑥任期付短時間勤務職員 （子ども家庭支援員）	若干名	子ども家庭センタ ーにおける児童福 祉業務	子ども家庭支援員の資格等を有 し（5ページ参照）、虐待対応等 の業務経験を有する人	短時間勤務 （週31時間00分）
⑦任期付職員（技術作業員）	若干名	町道等の維持管理 業務	道路補修等の業務経験のある人	フルタイム勤務 （週38時間45分）

※勤務形態は、採用されるまでに条例等の改正が行われた場合には、変更する場合があります。

※いずれも土、日、祝日の出勤や時間外勤務等も有り。

※勤務先は、原則として大磯町役場本庁舎又は町内の公共施設を予定しています。

(2) 任用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

（ただし、任用期間満了の翌日から最長で2年間延長となる場合もあります。）

(3) 受験資格

次の1から5のすべての要件を満たす人

- 1 学校教育法で定める高等学校卒業以上で、平成18年4月1日以前に出生した人
- 2 業務の状況等に応じた土、日、祝日の出勤や時間外勤務が可能な人
- 3 パソコンの基本操作（文書作成や表計算処理など）ができる人（③又は⑦に応募する方は除く）
- 4 職務遂行が可能な人
- 5 （1）に記載した各職種の資格等要件欄の項目を満たす人

(4) 受験資格がない人

次のア～エのいずれか（地方公務員法第 16 条（欠格条項）に定める項目）に該当する人は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 大磯町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験方法等

(1) 一次選考試験

- i) 試験方法 : 小論文試験
- ii) 内容 : 申込時に提出された小論文（別紙「小論文課題原稿用紙」を使用して、800 字以上 1,200 字以内で論述してください。）の内容に基づき、職務遂行能力、適正、意欲、姿勢等について審査します。
- iii) 課題

応募職種	小論文テーマ
①任期付短時間勤務職員 (事務職)	「私の考える町職員について」 住民の最も近くで公共サービスを提供する町職員とは、どうあるべきと思うか、あなたの考えを述べてください。
②任期付短時間勤務職員 (徴収・収納専門)	「町税等の徴収について」 滞納整理業務の実務経験を活かして、具体的にどのような取り組みをしていきたいか、あなたの考えを述べてください。
③任期付短時間勤務職員 (給食調理員)	「食の安全について」 給食における食の安全について、あなたの考えを述べてください。
④任期付短時間勤務職員 (技術職(土木))	「土木インフラについて」 安全安心な土木インフラのあり方について、あなたの考えを述べてください。
⑤任期付短時間勤務職員 (保育士)	「子育て支援について」 保育士又は幼稚園教諭としての知識や経験を活かして、子どもやその親に対してどのような支援を行いたいか、あなたの考えを述べてください。
⑥任期付短時間勤務職員 (子ども家庭支援員)	「子育て支援について」 子どもまんなか社会の実現に向けて、子どもやその親に対してどのような支援を行いたいか、あなたの考えを述べてください。
⑦任期付職員(技術作業員)	「町道の維持管理について」 町道の維持管理を行っていくにあたり、どのような点を重視して作業を行うか、どのような作業で自身の力を発揮することができるか、あなたの考えを述べてください。


- iv) 結果発表 : 令和6年2月上旬～2月中旬(予定)

※合否については、応募者全員に電子申請システム上で通知します。

(2) 二次選考試験（一次選考試験合格者に対して実施します。）

- i) 試験方法 : 個人面接
- ii) 内 容 : 職務遂行能力、適正、意欲・姿勢、公務員としての素養等について、個人面接により審査します。
- iii) 実施日時 : 令和6年2月中旬～3月上旬（予定）※詳細は一次選考試験合格者に通知します。
- iv) 結果発表 : 令和6年3月上旬（予定）
※合否については、二次選考試験受験者全員に電子申請システムで通知します。
※電話による合否の問い合わせは、お断りします。
※受験者数が採用予定人数以下であっても、試験の成績によっては合格としないことがあります。
※受験資格がないこと、また、申込書類の記載事項及び面接時における発言等に虚偽があること、公務員として不適切なことなどが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

3 申込手続き受付期間及び申込方法等

受付期間	令和5年12月28日（木）～令和6年1月22日（月） ※電子申請のみ
提出書類	（電子申請システム上で自動作成） 1 大磯町職員採用試験申込書 2 小論文 （電子申請システムにてファイル添付） 3 証明写真（縦：横＝4：3の比率のもの、受付可能データ形式：jpg,png）
申込方法	<u>○電子申請のみ（郵送、持参は不可）</u> ○電子申請システムでの申込は、事前の利用者登録が必要です。 ○提出書類に不備がある場合には返送することがありますが、このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いませんので御注意ください。 【大磯町電子申請システム】  https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/143413-u/offer/offerList_initDisplayTop

※申込時は、最終学校卒業証明書等の添付は不要ですが、二次試験合格後に御提出いただきます。（提出書類、期限等については、合格者に別途通知します。）各証明書が提出できなかった場合は採用されません。

4 採用

- (1) 原則として令和6年4月1日を予定しています。
- (2) 採用後、6か月間は、すべて条件付採用となります。その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

5 勤務条件等（関係条例等の改正が行われた場合は、変更する場合があります。）

(1) 初任給（令和5年12月1日現在）

職種	給料月額（地域手当を含む。）		
	大学卒	短大卒	高校卒
①任期付短時間勤務職員（事務職）	169,430 円	157,134 円	145,516 円
②任期付短時間勤務職員（徴収・収納専門）	223,108 円		
③任期付短時間勤務職員（給食調理員）	145,516 円		
④任期付短時間勤務職員（技術職（土木））	206,318 円		
⑤任期付短時間勤務職員（保育士）	170,702 円	158,406 円	156,116 円
⑥任期付短時間勤務職員（子ども家庭支援員）	206,318 円		
⑦任期付職員（技術作業員）	181,896 円		

※ 全職種について、上記給料月額のほかに通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) その他：大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則によります。

【勤務時間】①～⑥は、週31時間勤務となるように配属先により決定します。

⑦は、原則として午前8時30分から午後5時15分まで。

【出勤日】原則として月曜日から金曜日までですが、業務の状況等に応じ、土曜日、日曜日及び祝日に出勤となることもあります。

【休暇等】正規の職員の例によります。

6 その他

(1) 申込受付後は、採用試験申込書等の書類は一切お返ししません。なお、提出書類等により取得した個人情報については、職員採用試験以外の目的には一切使用いたしません。

(2) 試験会場への、自家用車での来場は御遠慮ください。

7 任期付職員のQ&A

Q 任期付職員として勤務した後に正規の職員に採用されることはありますか。

A 推薦により正規の職員として採用される制度はありません。正規の職員となるには「職員採用試験」を受験していただきます。ただし、任期付職員として勤務しながら、職員採用試験を受験することは可能です。

Q 社会保険制度の加入はどうなりますか。

A 神奈川県市町村職員共済組合に加入していただきます。

8 試験に関する問合せ先

大磯町役場 政策総務部 総務課総務法制係

住所 〒255-8555 大磯町東小磯 183 番地

電話 0463-61-4100（代表）内線 210

参考 「子ども家庭支援員の資格等を有する人」について

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について（令和3年4月15日子発0415第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に規定されている「子ども家庭支援員の資格等」に合致する人として、その内容は次のとおりです。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 公認心理師
- (7) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (8) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 社会福祉士となる資格を有する者（(4)に規定する者を除く。）
- (12) 精神保健福祉士となる資格を有する者（(5)に規定する者を除く。）
- (13) 保健師
- (14) 助産師
- (15) 看護師
- (16) 保育士
- (17) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する者
- (18) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（(18)に規定する者を除く。）
- (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員